

工 事 入 札 説 明 書

航空自衛隊第2補給処
業 部 部 会 計 課

令和7年4月1日一部改訂

工 事 入 札 説 明 書

航空自衛隊第2補給処（岐阜基地）が発注する工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。細部は、契約担当官の指示による。

1 適用する入札公告

本説明書は、航空自衛隊第2補給処（岐阜基地）が入札公告した工事に適用する。

2 契約担当官等

航空自衛隊第2補給処（岐阜基地）業務部会計課長

〒504-8701 岐阜県各務原市那加官有地

3 工事概要

（1）工事名

各公告による。

（2）工事場所

各公告による。

（3）工事内容及び工事範囲

別添の仕様書のとおり。

（4）工期

各公告による。

（5）使用する主要な資機材

別添の仕様書のとおり。

※（6）及び（7）は、公告に見積活用方式とある場合に適用する。

（6）本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに対象工事に対する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする。

（7）本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

（8）その他

ア 受付窓口

〒504-8701 岐阜県各務原市那加官有地

航空自衛隊第2補給処（岐阜基地）業務部会計課長

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

ウ 契約条項を示す場所

航空自衛隊第2補給処（岐阜基地）業務部会計課事務室及び航空自衛隊第2補給処（岐阜基地ホームページの岐阜基地会計調達情報欄）

エ 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における当該年度に有効な一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、各公告に示す工事で級別の格付を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定度、再度級別の格付を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の各公告に示す工事に係る等級（資格審査結果通知書の記 3 の等級）が各公告に示す等級であること。

※（5）は、請負金額が3500万円以上（建築一式7000万円以上）の場合に適用する。

- (5) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

- ・一級建築施工管理技士の資格を有する者
- ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

【建築工事の場合】

イ 過去 15 年の間に、（5）に掲げる工事又は同類と認める工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、の明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。なされない場合は入札に参加できないことがある。

- (6) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び防衛相競争参加資格の資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、防衛省のいずれかの地方防衛局長又は地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。）から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号 28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

※（７）は、契約担当官が必要と認める場合に適用する。

- （７）航空自衛隊第２補給処（岐阜基地）が発注した契約担当官の示す工事のうち、過去１５年の間に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が６５点以上であること。

※（８）、設計業務等を部外委託した場合に適用する。

- （８）上記３（１）に示した工事に係る設計業務の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう、以下同じ。）又は当該受注者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者ではないこと。

- （９）入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- （ア）子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- （イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- （ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- （a）会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- （b）会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- （c）会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

- （d）会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- b 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- c 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- d 組合（共同企業体を含む。）の理事

- e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記ア又はイと同視する資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (11) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないこと。

5 設計業務等の受注者等 省略

6 担当部局

〒504-8701 岐阜県各務原市那加官有地
航空自衛隊第2補給処（岐阜基地）業務部会計課契約班
TEL 058-382-1101（内線2884又は2885）
FAX 058-382-3396

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書、誓約書、資料及び資格審査結果通知書（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。
この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4(2)から(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。
当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。
なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。申請書等の提出は、各公告による。
- (2) 申請書は、別紙様式第1により作成する。
- (3) 平成31年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は、別紙様式第2の誓約書を提出し、有していない者は別紙様式第3の誓約書を提出すること。
- (4) 資料は、次に従い作成する。
なお、アの実績及びイの経験については、過去15年間（基準）に工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績

（別紙様式第4）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（別紙様式第5）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

過去15年の間に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、上記4（4）に掲げる工事にかかる等級による工事の施工実績を別紙様式第4に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

イ 配置予定の技術者

配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙様式第5に記載すること（請負金額が3500万円以上（建築一式7000万円以上）の場合は、上記4（7）に掲げる資格があることを判断できるものであること。）。記載する件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第6に記載すること。ただし、契約担当官が必要と認めた場合に限る。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。

※(5)及び(6)は、公告に見積活用方式とある場合に所要事項を示して適用する。

(5) 本競争の参加希望者は、次に従い、本工事の積算に必要な見積の提出等を行うものとする。

ア 見積の提出方法等

(7) 提出方法

上記6に持参、郵送等により提出する。

(イ) 提出期限

各公告による。

イ 見積の作成方法

見積の作成にあたっては、交付した見積依頼書等に従い作成するものとする。

なお、見積の作成に係る費用は、競争参加希望者の負担とする。

競争参加希望者は、本工事の積算に必要な見積を、見積の提出期限までに提出するものとする。見積には対象工事に対する直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に係るものについて記載するものとする。

ウ 見積作成に関する質問

本工事の積算に必要な見積作成に関して質問がある場合には、次に従い提出する。

(ア) 提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記 6 に持参することにより提出する。

(イ) 提出期間

契約担当官が示す期間のうち（行政機関の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

エ ウの質問に対する回答は、参加希望者に対しては同日 FAX 又は電子メールにて回答を送信する。

オ 提出された見積に関するヒアリング

提出された見積に関して、その妥当性を確認するためのヒアリングを行う。

(ア) 期間

見積依頼書等のとおり。

(イ) 会場

見積依頼書等のとおり

(ウ) その他

本競争の参加希望者は、(ア)の期間のうち、ヒアリングの希望日時及び出席者を「見積に関するヒアリング日時希望通知書（任意様式）」に記載し、競争参加資格確認申請時に提出する。

なお、ヒアリング出席者は、責任者（支店長・営業所長等）、配置予定の監理技術者等、見積の根拠を説明できる者等を含め 3 名程度とする。

(エ) ヒアリング日時については、追って通知する。

(オ) ヒアリング時には、見積の根拠資料を持参するものとする。

(カ) (オ)による根拠資料とは、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門事業者及び製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む。）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価及び価格が確認できる資料とする。なお、同種かつ直近の契約工事における契約書類等を根拠とする場合は、本工事の現場条件等を勘案するものとする。

(6) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第 8 条第 1 項第 3 号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。

※(7)は、契約担当官が必要と認める場合に所要事項を示して実施する。

(7) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングを次の要領で行う。

ア 日時

必要と認める場合は別に示す。

イ 場所

必要と認める場合は別に示す。

ウ その他

企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

(8) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、申請時に提出された返信用封筒により通知する一般競争参加資格確認通知書による。

(9) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先

上記 6 に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限

契約担当官の示す期間

イ 提出場所

上記 6 に同じ。

ウ 提出方法

書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

(2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。

ア 提出期間

契約担当官の示す期間

イ 提出場所

上記 6 に同じ。

ウ 提出方法

書面（様式は自由）により持参又は郵送等することとし、電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。

ア 期間

契約担当官の示す期間

イ 場所

上記 6 に同じ。

10 入札方法等

(1) 入札書の提出手段は、各公告による。

(2) 入札書の提出期間、提出場所等

ア 提出期間等

各公告による。

イ 提出場所

上記6に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

(4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11 入札保証金及び契約保証金

各公告による。

12 工事費内訳明細書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を書面により提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 作成例として交付した様式に準じ、あるいは業者任意の様式により、又は交付した数量書にある総括表の構成に対応させ、経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等、法定福利費）を記載することとする。また、数量書を交付した場合は、直接工事費の明細書については、数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 数量書を交付した場合は、数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期間

上記10(2)アに同じ。

イ 提出方法

上記10(2)ウを参照

ウ 提出場所

上記6に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表の各項に該当する場合は、入札

心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

各公告による。

イ 開札場所

各公告による。

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 1回目の開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度の入札に移行する。その際は、契約担当官が示す日時までに再度、入札書を提出するものとし、入札書の提出がない場合は辞退したものとみなす。

(5) 入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、別紙様式第7から別紙様式第10までの資料を求める。資料の提出期限は、開札日の翌日から起算して概ね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有することが確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

14 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲げる資格のない者のした入札

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそ

れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、契約担当官の指示による。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

※16(1)は、請負金額が3500万円以上（建築一式7000万円以上）の場合に適用する。

16 配置予定監理技術者の確認

- (1) 落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないところがある。
- (2) 病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

※17は、請負金額が3500万円以上（建築一式7000万円以上）の場合に適用する。

17 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が航空自衛隊第2航空団で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4(5)に定める要件と同一の要件（4(5)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された者。
- (2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

18 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

19 契約書作成の可否等

- (1) 契約書作成の可否
各公告による。
- (2) 適用する契約条項
各公告によるほか、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項を適用する。

20 支払条件

履行完了後、完了通知を受け、完成検査において合格とし、適法な請求書を受けた後、支払を行うものとする。

21 火災保険付保の要否

要。ただし、契約担当官が認めた場合は、この限りではない。

22 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1) 提出期間

契約担当官が定める期間

(2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
上記6に同じ。

23 関連情報を入手するための照会窓口

上記6に同じ。

24 その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約条項を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は7(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

補則

1 工事契約に係る苦情処理

苦情及び再苦情の申立て等については、防整施（事）第148号（28.3.31）により、行うものとする。

2 低入札価格調査に係る特別重点調査

低入札価格調査に係る特別重点調査については、工事入札心得書による。

3 数量公開

数量公開については、工事入札心得書による。

4 入札回数、不落随契の原則禁止外

(1) 入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。

(2) 再度入札で落札しない場合においては、特別な場合を除き予決令第99条の2の規定による随意契約は適用しない。

標準競争参加資格確認申請書作成要領

航空自衛隊第2補給処（岐阜基地）が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき、「一般競争参加資格確認申請書」、「同種の工事の施工実績」、「配置予定の技術者」を作成のうえ、各1部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成のうえ、1部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1 一般競争参加資格確認申請書

- （1）住所、商号又は名称及び代表者名等を記載するとともに、代表者印等を必ず押印のうえ申請して下さい。
- （2）返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

2 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20%以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

- （1）同種の工事とは次の事項を満足するものをいいます。
工事種類、金額、規模等により、契約担当官が認めるもの
- （2）記載する工事は、過去15年の間に完成した工事の中から、代表的なものを1件記載して下さい。

なお、同種工事との判断が難しい場合は3件程度まで記載されても可とします。

- （3）記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）13.12.19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）19.7.30）、工事成績評定要領について（経施第4404号21.3.31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号27.10.1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号28.3.31）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しません。
- （4）「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- （5）「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- （6）「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- （7）「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。
- （8）「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。

- (9) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は、「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号28. 3. 31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行ってください。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。
- (3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。
なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。
- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、過去15年の間に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
- (5) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。
ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しません。
- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (7) 契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (8) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
- (10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
- (11) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は、「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。
- (12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
- (13) 本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 工程管理に対する技術的所見

提出は、契約担当官が必要と認めた場合に限ります。

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5 提出場所、提出方法及び提出期間

- (1) 提出場所（郵送等又は持参の場合）
〒504-8701 岐阜県各務原市那加官有地
航空自衛隊第2補給処（岐阜基地）業務部会計課契約班
- (2) 提出方法
持参、郵送等
- (3) 提出期間
各公告による。

6 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は書面により通知します。

7 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

- (1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
- (2) (1)の説明を求める場合には、契約担当官の示す期間までに持参により提出して下さい。

(3) 書面の提出先

〒504-8701 岐阜県各務原市那加官有地
航空自衛隊第2補給処（岐阜基地）業務部会計課契約班
TEL 058-382-1101（内線2884又は2885）

- (4) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、回答書面を送付します。

8 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 個人情報等の取り扱いについては、漏えい等防止のため適切な措置を行うとともに、提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 資料提出に関する問い合わせ先
〒504-8701 岐阜県各務原市那加官有地
航空自衛隊第2補給処（岐阜基地）業務部会計課契約班
TEL 058-382-1101（内線2884又は2885）

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

元号 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第 2 補給処業務部
会計課長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

元号 年 月 日付けで入札公告のありました〇〇(〇)〇〇〇建設工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 7(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書 7(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書 7(3)エに定める契約書の写し(契約書の写しの提出を求める場合のみ)
- 4 入札説明書 7(3)ウに定める工程表を記載した書面(工程表の提出を求める場合のみ)

以 上

注：1 電子入札システムにより提出する場合、押印は必要ありません。

紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

2 4 項は提出者のみ記載して下さい。

誓 約 書

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

弊社は、過去 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際に、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

別紙様式第 3
年 月 日

誓 約 書

契約担当官
航空自衛隊第 2 補給処業務部
会計課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

会社名

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月～ 年 月
	受 注 形 態 等	単体／ J V (出資比率)
工 事 概 要	構 造 形 式	
	規 模・寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	(市街地・軟弱地質等)
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) 無

- 注： 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成 1 3 年 1 2 月 2 5 日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しない。

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名

項	目	主任技術者又は監理技術者
氏	名	
最	終 学 歴	(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、 監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会 社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番 号を記入する。)
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する)
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工 事 内 容	
	CORINS登 録 の 有 無	有 (CORINS登録番号) 無
申請時における他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS登 録 の 有 無	有 (CORINS登録番号) 無

- 注： 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しない。

※工程表は、契約担当官が必要と認める場合、徴取

別紙様式第 6
(用紙 A 4 版)

工 程 表														
工事名：														
会社名：														
項目	単位	数量	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
■工程管理に対する技術的所見														

業務従事者一覧

監理（主任・管理）技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	（中学校以降を記載）
	職歴	
	業務経験	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	研修実績その他の経歴	（特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載）
	専門的知識その他の知見	（特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載）
	資格	（特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載）
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	（特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載）
	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	

現場管理人	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 記載する内容が特になし項目は、「特になし」と記載すること。
- 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項目	内容
取扱い制限情報 に関する社内規則	☐ 社内規則がある
	☐ 社内規則に類する資料がある
	☐ 社内規則及びそれに類する資料がない

- 注：1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
- 2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。
- 3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

年 月 日

申 出 書

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表者を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 （氏名）
役 員 （氏名）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての氏名を記載すること。

※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者及び国籍	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
☐ 親会社等が存在しない		

注：1 不要な行は削除すること。

2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。

3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項目	内容
取扱い制限情報に関する資料	☐ 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	☐ 上記に類する資料がある
	☐ 資料がない

- 注：1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
- 2 資料がある場合は、その写しを提出する。
- 3 資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

申 出 書

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象にならないことを申し出ます。

親会社 (商号又は名称・代表者氏名)
地域統括会社 (商号又は名称・代表者氏名)
ブランド・ライセンサー (商号又は名称・代表者氏名)
フランチャイザー (商号又は名称・代表者氏名)
コンサルタント (商号又は名称・代表者氏名)

※別紙様式第9の一覧表を示した者全ての名称等を記載すること

※上に記載した親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー及びコンサルタントから、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。